

高圧自家発電補給電力S

(主契約料金表)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧自家発補給電力S料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。

高圧自家発補給電力S

- (1) 高圧自家発補給電力A S
- (2) 高圧自家発補給電力B S

3 適用範囲

当社が定める契約種別（高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が 500 キロワット未満であるものに適用されるもの）といたします。）により電気の供給を受けるお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合に適用いたします。ただし、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要には高圧自家発補給電力A Sを、原則として動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要には高圧自家発補給電力B Sをそれぞれ適用いたします。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、原則として、常時供給分の契約使用期間と同一の期間といたします。
なお、常時供給とは、他の契約種別による供給をいいます。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。
なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合は、それぞれの値を基準といたします。

- (1) 予備発電設備が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値
なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行い運転を開始するものをいいます。
- (2) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしや断する装置が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしや断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2026 年 11 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、常時供給分の取扱いに準じて、燃料費調整および市場価格調整を実施するものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、半額といたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の

電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,079 円 00 銭
---------------	---------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

(4) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。ただし、常時供給分と高圧自家発補給電力Sを同一計量する場合の力率は常時供給分の力率といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 高圧自家発補給電力Sの使用

(1) お客さまが高圧自家発補給電力Sを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別と高圧自家発補給電力Sを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、高圧自家発補給電力Sを使用されなかったものとみなします。

9 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、高圧自家発補給電力Sを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(1) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、高圧自家発補給電力Sの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と高圧自家発補給電力Sの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が高圧自家発補給電力Sの超過であることが明らかなきときは、高圧自家発補給電力Sの使用とみなされる需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と高圧自家発補給電力Sとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

10 その他

(1) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

(2) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(3) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

附 則

実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。